

レンタカー事業者に対する貸渡約款の使用差止等請求訴訟について

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

1. 差止請求訴訟の概要

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道は、2019（平成31）年3月7日（木）、ガソリンスタンド、レンタカー事業などを営む中和石油株式会社（本店所在地は札幌市中央区）に対し、消費者契約法との関係で問題のあるレンタカー貸渡約款の使用の停止などを求めて札幌地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。

レンタカー事業者に対する貸渡約款の使用差止等請求訴訟は、全国で初めてです。

2 消費者契約法上の問題がある条項（抜粋）

- (1) レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所に返還しない場合、消費者に一切の損害を賠償する責任を負わせる条項。飛石によるガラスの破損、当て逃げ、パンクなどについて、消費者が賠償する責任を負う条項
→特別損害を含む全ての損害について無条件で消費者に賠償責任を負わせている。
- (2) 消費者がレンタカーを返還した後は、業者は遺留品を保管する義務を負わない条項
→予め消費者に遺留品の所有権を放棄させるに等しい。
- (3) 業者の承諾を得ずに所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したとき、返還場所変更違約料として回送費用の3倍を支払わせる条項
→業者に生じる平均的な損害を超える損害賠償の額を定めている。
- (4) ナビやETCに不具合が生じても、料金の返還や減額に応じない条項
→業者の債務不履行により不具合が生じたのに、賠償責任を免除している。

3 差止請求訴訟に至った経過

当該事業者に対し、前記条項など問題のある条項を使用しないよう申入書を2018年8月2日付けで送付しましたが、2018年9月14日を過ぎても回答がなく、2019年1月31日付け差止請求書を送付したところ、これも回答がなく差止請求訴訟を提起することになりました。

4 差止請求訴訟提起後の経過

差止請求訴訟提起後に当該事業者の代理人から、差止請求の対象となった貸渡約款の条項について、変更予定であるので、訴訟の取り下げ要請があった。

しかし、当該事業者とのこれまでの経緯から裁判外の和解ではなく、裁判上の和解とする旨の回答をし、第1回口頭弁論から弁論準備手続きに移行。今後は早期に和解となる見込みです。